

「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」（改定版）（案）について

1 改定の趣旨

いじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢を踏まえ、いじめ問題に一層危機感を持って取り組むため、「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定する。

2 改定のポイント

（１）基本的な考え方について

- ・ 事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換

（２）県が実施する施策について

- ・ 「いじめ防止子ども委員会」（高等学校及び特別支援学校高等部は「いじめ防止委員会」）の取組の推進
- ・ 子供の相談窓口を集約し、学校や家庭に周知
- ・ 学校だけでは解決が困難な事案に対して、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）の派遣や、学校問題解決支援コーディネーターと専門家による「専門家チーム」を県教育委員会内に設置し、多角的視点から問題を解決

（３）学校が実施する施策について

- ・ １人１台端末等を活用した定期的なアンケート調査等の実施によるいじめの実態把握
- ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底